

国海査第484の2号
平成28年12月27日

国土交通省海事局
検査測度課長

液状化物質の水分測定に係る試料採取の方法について

国海査第374号(平成26年12月12日付け)により、サイロ状の密閉倉庫で貯蔵している液状化物質の試料採取の方法について、特殊貨物船舶運送規則(特貨則)第17条第9項及び船舶検査心得に規定される標準的な方法又は規格によることが困難な場合の代替方法を規定しています。

平成29年1月1日より発効する特貨則等省令及び関連告示の改正に伴い、サイロ状の密閉倉庫で貯蔵している液状化物質に加え、別の状態で新たに試料採取が必要となった液状化物質についても、同様に標準的な方法又は規格によることが困難とみられるものがあることから、別添のとおり液状化物質の試料採取の代替方法を拡充することとしましたので通知します。

液状化物質の試料採取の代替方法

1. 粒径等性状の異なる物質を混合して運送する場合における試料採取の方法

複数の保管場所から採取される粒径等性状の異なる物質を混合した状態で試料採取が困難な場合には、採取・混合される前の各物質保管場所における貯蔵等の状態に応じ、各物質の試料を採取の上、混合後の水分値は、各々の試料を基に測定された水分値及びそれらの混合比率を基に算出すること。

この場合、申請書備考欄に、混合比率(運送許容水分値測定のために採取した試料の混合比率と同一のものに限る。)を記載させておくこと。

2. 山積みされている場合における試料採取の方法

山積みされた物質の上部から試料採取が困難である場合、当該物質の下部から一度に8個の試料を採取し、2つのグループに分け、4個毎に200g(水分量が極端に低い物質の場合は、適宜増量すること)の混合試料を1グループにつき2個ずつ調合し、合計4個の試料を作成することで差し支えない。但し、当該方法を用いる場合にあつては、山積みされた物質の上部における水分値が、下部と同程度又はそれよりも下回ることを定期的に確認すること。

3. サイロ貯蔵されている場合における試料採取の方法

(1)サイロ下部に設置された取出口から採取できる場合

サイロ下部に設置された取出口から採取できる場合であつて、当該サイロ内における液状化物質の水分が均一と認められる場合は、当該取出口(粉粒体運搬車に積載を行っている場合にあつては、粉粒体運搬車一台に積載されたもの)から一度に8個の試料を採取し、2つのグループに分け、4個毎に200g(水分量が極端に低い物質の場合は適宜増量すること。)の混合試料を1グループにつき2個ずつ調合し、合計4個の試料を作成すること。

(2)サイロに設置された搬入口等から採取できる場合

サイロに設置された搬入口等から採取できる場合であつて、当該サイロ内における液状化物質の水分が均一と認められる場合は、当該搬入口等から一度に8個の試料を採取し、2つのグループに分け、4個毎に200g(水分量が極端に低い物質の場合は適宜増量すること)の混合試料を1グループにつき2個ずつ調合し、合計4個の試料を作成すること。

(3)当該サイロに搬入される液状化物質と同一のものが別のサイロで貯蔵されている場合

当該サイロに搬入される液状化物質と同一のものが別のサイロで貯蔵されている場合であって、(1)又は(2)の方法により採取できる場合は、当該別のサイロから採取することとして差し支えない。

(4) 施設の構造上、サイロ及び関連施設から採取できない場合

施設の構造上、サイロ及び関連施設から採取できない場合にあっては、試料採取可能な場所における試料の水分値が船積み時における水分値を上回らないことを申請者より聴取・確認できる場合は、試料採取可能な場所で採取することとして差し支えない。

(1)、(2)、(3)又は(4)の方法のいずれにおいても困難と認められる場合には、申請者との協議により決定して差し支えない。

また、(1)及び(2)の「サイロ内における液状化物質の水分が均一であると認められる場合」とは、同時期に等間隔で8回採取したもの(粉粒体運搬車に積載を行っている場合にあっては、同時期に8台の粉粒体運搬車に積載されたもの)について各試料の水分を測定し、最大値と最小値の差が流動水分値の10%以内であることが確認された場合をいう。なお、本確認は、6月毎に行うこと。

4. 仕切り壁に沿って貯蔵されている場合における試料採取の方法

傾斜のついた仕切り壁等に沿って貯蔵されている場合、集積区分は、船舶検査心得17.9(a)中「縦横十文字型」とあるのは「縦方向」と読み替えて試料を採取すること。(貯蔵場所に搬送される前には試料採取しないこと。)

5. その他

特殊貨物船舶運送規則第17条第2項の規定により荷送人が水分測定を行うとして水分管理手順書の承認を受けている場合、当該手順書中、第2章に記載された方法により試料を採取することとして差し支えない。